

川口市老人ホーム入所判定委員会設置要綱

昭和60年3月1日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、福祉事務所長が老人ホームへの入所措置及び措置継続の可否を判定するため、福祉事務所内に設置する川口市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 長寿支援課長
- (2) 保健所長
- (3) 医師2名
- (4) 川口市養護老人ホーム施設長

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が主宰する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を行う。

(報告)

第5条 委員会は、会議後、速やかに判定結果を福祉事務所長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。